

ごかの お知らせ

(No.501)

おしらせ

空き地の適正な管理を お願いします

(生活安全課)

空き地に雑草や枯草が繁茂すると、害虫や火災が発生しやすくなったり、ごみ等の不法投棄を招いたりします。
雑草の刈り取りは、その土地の所有者(管理者)が行わなければなりません。

所有(管理)している土地は適正に管理し、良好な環境の保全に努めることが「五霞町空き地の雑草等の除去に関する条例」により定められています。

お問い合わせ

生活安全課 生活環境G

☎(84)3618 (直通)

消火栓使用時・使用後は 水質異常が発生する場 合があります

(上下水道課)

火災等により消火栓を使用した場合に、水道管内の水の流れが急激に早くなることで、水道管内部のサビ等が剥離し、一時的に水質異常(着色・濁り・臭気)が発生する場合があります。その際は、飲用を控え、上下水道課までご連絡ください。

また、水質異常時には、その改善のため排水作業を実施していただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ

上下水道課 水道G

☎(84)3000 (直通)

行幸湖クリーン作戦を 実施します

(生活安全課)

今年も行幸湖クリーン作戦を次のとおり実施します。

協力いただける団体は、生活安全課に備え付けの「行幸湖クリーン作戦参加申込書」に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。町公式ホームページからのお申し込みも可能です。

なお、個人で参加を希望する方は、特にお申し込みの必要はありません。当日、「個人参加」で受付をしてください。

○実施日時 7月2日(日)

午前8時 スタート

○集合場所

キユーピー(株)五霞工場

○実施場所

行幸湖周辺管理用道路

○お申し込み期限

6月9日(金) 午後5時まで

○お申し込み・お問い合わせ

生活安全課 生活環境G

☎(84)3618 (直通)

町民税の納税通知書 を発送します

(町民税務課)

平成29年度町民税の納税通知書(普通徴収分)を6月12日(月)に発送する予定です。期限内納付にご協力ください。

○公的年金等からの特別徴収

(天引き)に係る注意点

・公的年金等からの町民税特別徴収は4、6、8月に仮徴収を行い、10、12、2月に本徴収が行われます。

・給与や他の所得に係る税額は、公的年金等から特別徴収はされません。

・公的年金等所得に係る町民税は、給与からの天引きに含めることができます。このため、給与所得と年金所得の2本立てで特別徴収をされる方もいます。

○4月1日現在65歳未満で年金所得がある方
公的年金に係る町民税が給

与から天引きされます。

※なお、平成26年度から平成35年度までの10年間、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、町民税均等割に1,000円(県民税500円、町民税500円)が加算されます。ご理解とご協力をお願いします。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

自動車税の納税はお済みでしょうか

(町民税務課)

平成29年度の自動車税の納期限は5月31日(水)です。

納期限を過ぎますと、納める税額の他に延滞金もあわせて納めていただくことになります。

納めていただけない場合には、財産(預金、給与、自動車、不動産など)の差押など、滞納処分を行うこととなりますので、ご注意ください。

納税がお済みでない方は、至急納めていただくようお願いいたします。

○お問い合わせ

〒308・8511

筑西市二木成615

茨城県筑西市税務事務所

収税第二課

☎0296(24)9190